

2021文議第870号  
令和4年2月8日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長  
田中 としかね

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ  
所管委員会に付託いたします。

## 委員会別付託請願一覧

| 委員会          | 受理番号 | 件名  |
|--------------|------|---|
| 総務区民<br>(5件) | 第30号 | 場外馬券売り場(後楽園オフト)の撤去を求める請願  |
|              | 第31号 | 消費税率5%への引き下げとインボイス制度中止を求める請願                                      |
|              | 第32号 | 唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約を批准することを求める請願                                   |
|              | 第33号 | 憲法を生かし、平和・民主主義・人権・くらし・医療・福祉・公衆衛生などの向上を実現することを求める請願                |
|              | 第34号 | 「区民の声」は「要望」と「意見」をしっかりと区別し、「要望」は「要望」として、「意見」は「意見」として丁寧に回答するよう求める請願 |
| 建設<br>(5件)   | 第35号 | 文京区における「まちづくり」の定義や基本理念を定めた「『文の京』まちづくり基本条例」(仮称)の制定を求める請願           |
|              | 第36号 | 「文京区都市マスタープラン」の見直しにあたっては建築紛争の原因究明と分析、課題を踏まえて策定するよう求める請願           |
|              | 第37号 | 開発事業者が工事車両の「通行認定」逃れをしないよう、申請対象から一部区間を外す場合でもその理由と根拠を確認するよう求める請願    |
|              | 第38号 | 区が歩道のない区道に「区画線」に似た白い実線をペイントする際の手続き的根拠を整え、「文京区交通安全計画」に明記するよう求める請願  |
|              | 第39号 | 公園再整備において「インクルーシブ公園」を目指すとともに、平時からの活用を前提にした防災機能強化を明確に打ち出すよう求める請願   |
| 文教<br>(2件)   | 第40号 | 小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願                                     |
|              | 第41号 | 「グリホサート農薬」のっていない安心安全な学校給食の提供を求める請願                                |

## 請 願 文 書 表

|               |   |
|---------------|---|
| 受理年月日<br>及び番号 | 令和4年2月4日<br>第30号                            |
| 件名            | 場外馬券売り場（後樂園オフト）の撤去を求める<br>請願                |
| 請願者           | 文京区本駒込五丁目15番12号<br>新日本婦人の会文京支部<br>支部長 小竹 紘子 |
| 紹介議員          | 板倉 美千代                                      |
| 請願の要旨         | 次頁のとおり                                      |
| 付託委員会         | 総務区民委員会                                     |

## 請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。場外馬券売り場（後楽園オフト）では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの6階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売機も50台以上設置されており、大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。

ギャンブルが法で禁じられているのは、それだけ大きな弊害があるからです。

厚生労働省の研究班発表によると「問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」（2017年9月）、と述べています。

勝ったらもっと、負けても負けを取り返すためにまたというギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神的、物理的被害を受けている人は数倍にも及ぶといえます。

ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりの人達を苦しめる公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粹にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

コロナ禍のもと、営業を続けられるか、廃業かと日々悩み苦しんでいる区民に寄り添い、ギャンブル施設からの収益ではなく、それぞれの生業が持続可能となり、納税も出来るように、区も要請だけでなく保障に力を尽くしてください。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

## 請願事項

- 1 場外馬券売り場（後楽園オフト）を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

## 請 願 文 書 表

|               |  |
|---------------|--|
| 受理年月日<br>及び番号 | 令和4年2月4日<br>第31号                         |
| 件 名           | 消費税率5%への引き下げとインボイス制度中止を<br>求める請願         |
| 請 願 者         | 文京区千石二丁目1番12号<br>消費税をなくす文京の会<br>代表 田 中 繁 |
| 紹 介 議 員       | 板 倉 美 千 代                                |
| 請 願 の 要 旨     | 次 頁 の と お り                              |
| 付 託 委 員 会     | 総 務 区 民 委 員 会                            |

## 請願理由

コロナ禍が病床や保健所の削減による影響を浮き彫りにする中、今年10月から75歳以上の高齢者の医療費窓口負担を2倍化することが強行されました。「消費税は社会保障のため」がいかに偽りかが明らかです。

世界62の国と地域が、消費税に相当する付加価値税等の減税へと踏み出し、また、大企業や富裕層への課税強化も始まっています。日本でも、くらしと営業を守るために、低所得者ほど負担が重くなる消費税率を5%に引き下げ、憲法に基づき「生活費には課税しない」「能力に応じて負担する」という税制に転換し、不公平税制を正すことが急務です。

こうした中で、2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしていますが、仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、事業者だけでなく、ベンチャーやフリーランスなど広範な国民に被害を及ぼすものです。また、シルバー人材センターで働く約70万人の会員にも影響が及びます。会員はセンターから業務を委託される個人事業主です。

消費税が3%で導入されて33年、2019年10月から10%となり、この間の消費税は448兆円で国民一人当たり約350万円となり2020年度の税収構成比では31.9%、法人税・所得税を抜いて初めて最大の国の税収入となりました。大企業や富裕層を減税し、その分を国民に負担させる仕組みを切り替えないと私たちの命やくらしを守れません。

インボイス制度の中止はもちろん、コロナ禍で納税困難な業者には消費税を減免することこそ必要です。

以上の趣旨により、次のことを請願します。

## 請願事項

- 1 消費税率を5%に引き下げること。
- 2 インボイス制度は中止すること。

| 請 願 文 書 表     |   |
|---------------|---|
| 受理年月日<br>及び番号 | 令和4年2月4日<br>第32号                                  |
| 件 名           | 唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約を批准することを求める請願                   |
| 請 願 者         | 文京区本駒込五丁目 15 番 12 号<br>新日本婦人の会文京支部<br>支部長 小 竹 紘 子 |
| 紹 介 議 員       | 板 倉 美 千 代   |
| 請願の要旨         | 次 頁 の と お り                                       |
| 付託委員会         | 総務区民委員会   |

#### 請願理由

核兵器の製造や保有等を禁止した、核兵器禁止条約が、今年1月22日に発効して1年になりました。この1年間に同条約を批准した国は、7ヶ国増えて59ヶ国になりました。今年半ばには第1回締約国会議が開かれます。

昨年夏の世論調査で禁止条約に「参加すべきだ」と答えた人が71%、締約国会議に「出席すべきだ」とした人は85%にのぼっています。

核兵器禁止条約の締約国会議には、NATO（北大西洋条約機構）加盟国のドイツとノルウェーがオブザーバー参加を表明しています。

岸田総理大臣は施政方針演説で「被爆地広島出身の総理大臣として」「勇気をもって『核兵器のない世界』を迫及していきます」と述べました。

しかし、広島・長崎の被爆者の悲願である核兵器禁止条約について、一言も触れていません。非人道的兵器である核兵器の廃絶へ向けて、唯一の戦争被爆国である日本が一日も早く核兵器禁止条約を批准するよう日本政府へ働きかけて下さい。

#### 請願事項

- 1 日本政府が核兵器禁止条約を批准すること。
- 2 核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバーとして参加すること。

## 請 願 文 書 表

|               |  |
|---------------|--|
| 受理年月日<br>及び番号 | 令和4年2月4日<br>第33号   |
| 件名            | 憲法を生かし、平和・民主主義・人権・暮らし・<br>医療・福祉・公衆衛生などの向上を実現することを<br>求める請願 |
| 請願者           | 文京区小石川二丁目21番8号 文京区労協内<br>改憲NO!文京アクション<br>代表 大谷 昇           |
| 紹介議員          | 板倉 美千代   |
| 請願の要旨         | 次頁のとおり   |
| 付託委員会         | 総務区民委員会  |

## 請願理由

安倍・菅政権を引き継いだ岸田政権は、2021年の総選挙で改憲発議に必要な3分の2議席を得て、違憲疑いの「敵基地攻撃能力の保有」の検討をとなえ、憲法改定の動きを強めています。

各種世論調査では、「改憲」を求める声は各項目の中で最も低くなっており、戦後76年間、日本が戦争をしなかった平和憲法への国際的にも国内的にも評価は、極めて高いものがあります。

常に暮らし・福祉・医療の充実を求める声が、高い割合を占めています。

日本国憲法第99条には、総理大臣や国会議員をはじめ公務員には、「憲法尊重擁護の義務」を課しています。

つきましては、文京区議会として、下記の請願を採択され、政府並びに関係省庁に対して要望書を提出していただくよう要請致します。

## 請願事項

- 1 日本国憲法を遵守し、環境、暮らし、医療、福祉、公衆衛生などの向上を実現する政治をめざすこと。
- 2 日本国憲法第9条を生かし、平和と民主主義、人権を守る外交を行うこと。

請 願 文 書 表

|               |  |
|---------------|--|
| 受理年月日<br>及び番号 | 令和4年2月4日<br>第34号   |
| 件名            | 「区民の声」は「要望」と「意見」をしっかりと別し、<br>「要望」は「要望」として、「意見」は「意見」<br>として丁寧に回答するよう求める請願 |
| 請願者           | 文京区千石四丁目35番16号<br>みんなでみんなのまちづくり<br>代表 屋和田 珠里                             |
| 紹介議員          | 沢田 けいじ<br>板倉 美千代   |
| 請願の要旨         | 次頁のとおり   |
| 付託委員会         | 総務区民委員会  |

## 請願理由

文京区には区民が区政に対する意見・要望などを区に伝えることができる「区民の声」という仕組みがあり、区のホームページ（HP）においても「このコーナーは、みなさまから区政に対するご意見・ご要望などをお聞かせいただくものです」と記載されています。

また、手続き根拠として「文京区区民の声取扱要綱」が整えられ、「寄せられた意見等が次に掲げる内容に該当する場合は、区民の声として取り扱わない」とし、「質問、問合せ又はこれに類するもの」と規程しています。

しかし、一部の特定の区民に対しては、同要綱に定めがないにもかかわらず、「要望」を送っても一部の部課において「ご要望・ご意見その他の文章表現の如何を問わず、包括的に1つのご意見として承っております」と通告してきて、「要望」を無視する形で「ご意見として承りました」という一文だけを回答として送り、「門前払い」しています。

一方、別の区民からの「区民の声」に対しては上記同要綱の規程を自ら破り、「質問、問合せ又はこれに類するもの」であっても丁寧に回答するなど、あからさまな区民差別を行っています。

全国の他の自治体にも同様の仕組みはありますが、いずれにおいても「要望」は「要望」、「意見」は「意見」としてしっかり区別して受け止め、さらに「提案」は「提案」として別途、受け止めるところもあり、文京区のように手続き的根拠なく恣意的に受け止め、「包括的に1つのご意見として承っております」と通告し、「ご意見として承りました」という一文だけを回答として送り付けることで「要望」を切り捨てる自治体は私の調べた限りありません。

そこで貴議会において区長に下記を働きかけていただきたくお願いいたします。

## 請願事項

- 1 「文の京」自治基本条例で打ち出した「協働・協治」の理念に則り、「区民の声」に対し、区民からの「要望」を無視して十把一絡げに「意見」として包括的に判断して「ご意見として承りました」とだけ回答するのではなく、「要望」と「意見」をしっかりと区別し、「要望」は「要望」として区民に寄り添った丁寧な回答をし、「意見」は「意見」として真摯に受け止めて政策に反映する努力をするようにしてください。

## 請 願 文 書 表

|               |   |
|---------------|---|
| 受理年月日<br>及び番号 | 令和4年2月4日<br>第35号  |
| 件名            | 文京区における「まちづくり」の定義や基本理念を<br>定めた「『文の京』まちづくり基本条例」（仮称）の<br>制定を求める請願 |
| 請願者           | 文京区千石四丁目35番16号<br>みんなでみんなのまちづくり<br>代表 屋和田 珠里                    |
| 紹介議員          | 海津 敦子 国府田 久美子   |
| 請願の要旨         | 次頁のとおり  |
| 付託委員会         | 建設委員会   |

## 請願理由

文京区には昭和 63 年に制定された「文京区まちづくり推進要綱」など「まちづくり」という言葉を入れた条例・要綱等はあるものの、文京区としての「まちづくり」の定義付けや基本理念を明確に打ち出しておらず、他の自治体にあるようなまちづくりに関する総合的な基本条例である「まちづくり基本条例」もありません。

「文京区都市マスタープラン」が見直されること、新型コロナウイルスの「パンデミック」危機後の新しい方向性を打ち出す必要もあり、文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念をしっかりと定めた上で、これらと整合性の取れるよう既存の関連施策に「横串」を刺しつつ、文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念に沿った形で一貫性のある独自施策も盛り込んだ「基本条例」が欠かせないと考えます。

建築紛争に発展してしまうのを未然に防ぐ、より効果的・効率的な仕組みづくりのみのならず、閑静でみどり豊かな住環境を守る施策、子育て環境の向上に寄与する都市整備のあり方、生活・通学路の安全対策等も盛り込みながら、文京区の地の利や歴史を活かし、閑静な住環境を守るべき住宅地域と、利便性を兼ね備えた商業地域でメリハリある都市整備を推進していく必要があります。

「協働・協治」の理念に則り専門家や区民による検討を十分に行い、まちづくりに参画する主体としての区民の位置づけを明確にした上で、区民と開発事業者との関係を調整する区の役割も明記することを通じて文京区の総合的なまちづくりに資する、「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の制定を検討するよう区に働きかけて頂きたい、貴議会に下記のとおりお願いいたします。

補足：東京都 23 区では最近、板橋区において「板橋区都市づくり推進条例」（令和 3 年 4 月 1 日施行）ができ、「区民発意の都市づくりの促進に係る制度」として『「まちづくり憲章」の登録の提案』や『「地区ガイドライン」の登録の提案』の仕組みが盛り込まれています。文京区においてはこうした事例を参考にしつつ、大規模開発に偏ることなく、区民目線で地元地域からの発想並びに居住者の発想で中小規模地域のまちづくり計画も対象に含めながらまちづくり推進の各段階で住民参加の視点を貫けるような、文京区ならではの「まちづくり基本条例」が必要と考えています。

## 請願事項

- 1 文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を定めた上で、「文京区都市マスタープラン」の見直しと併せ、新型コロナウイルスの感染拡大という危機を契機とした新しい安全・安心な住環境や都市整備の方向性も盛り込みつつ、令和以降の新時代に相応しい「文の京」まちづくり基本条例（仮称）を制定してください。

## 請 願 文 書 表

|               |   |
|---------------|---|
| 受理年月日<br>及び番号 | 令和4年2月4日<br>第36号  |
| 件名            | 「文京区都市マスタープラン」の見直しにあたっては<br>建築紛争の原因究明と分析、課題を踏まえて策定する<br>よう求める請願 |
| 請願者           | 文京区千石四丁目35番16号<br>みんなでみんなのまちづくり<br>代表 屋和田 珠里                    |
| 紹介議員          | 海津 敦子 国府田 久美子   |
| 請願の要旨         | 次頁のとおり  |
| 付託委員会         | 建設委員会   |

#### 請願理由

「文京区都市マスタープラン（都市マス）」の見直しが進められていますが、区内ではこれまでも「都市マス」と整合性の取れないマンション開発事業を中心に建築紛争が起きています。

建築紛争の原因は様々であり、複合的な要因が絡みますが、原因のひとつに事業者が「都市マス」を理解せず、趣旨や目的、方針と整合性の取れない開発を進めようとし、それに対して地元区民が反対する構図があり、この構図は小日向2丁目の巨大ワンルーム建設事業でも見て取れます。また文京区では、全国的にも有名になった「ル・サルク小石川後楽園」のマンション事業を巡る建築紛争も最終的な決着を見ず、“塩漬け”状態が続いています。

こうした事態を繰り返さないためにも、「都市マス」の見直しにあたっては、建築紛争で苦痛と苦労を強いられた区民の声を明確に反映するとともに、建築紛争の原因究明・分析を通じて課題を抽出した上で、優れた住環境と子育て環境を壊すことのないような「都市マス」を策定する必要があります。

そこで貴議会に下記を区長に働きかけていただくようお願いいたします。

#### 請願事項

- 1 「文京区都市マスタープラン」の見直しにあたっては、建築紛争で苦痛と苦労を強いられた区民の声を明確に反映するとともに、区内で起きた建築紛争の原因究明・分析を通じて課題を抽出した上で、都心部における優れた住環境・子育て環境を壊すことのないような「都市マス」を策定してください。

## 請 願 文 書 表

|               |  |
|---------------|--|
| 受理年月日<br>及び番号 | 令和4年2月4日<br>第37号   |
| 件名            | 開発事業者が工事車両の「通行認定」逃れをしないよう、申請対象から一部区間を外す場合でもその理由と根拠を確認するよう求める請願 |
| 請願者           | 文京区千石四丁目35番16号<br>みんなでみんなのまちづくり<br>代表 屋和田 珠里                   |
| 紹介議員          | 海津 敦子<br>国府田 久美子   |
| 請願の要旨         | 次頁のとおり   |
| 付託委員会         | 建設委員会  |

## 請願理由

車両の通行においては、道路法において「車両の制限（一般的制限値）」が定められています。この「制限」を超えない車両であっても、道路の幅員が狭く、車両の幅が広い場合などは通行制限が生じる場合があります。建設工事などで工事車両がやむを得ず区道を通行する場合、車両制限令第5～第7条、第12条に基づき、道路管理者である区から「通行認定」を受ける必要があります。

この「通行認定」は、事業者から提出される「通行認定」申請に基づいて審査し、区が「認定証」を交付するものですが、本来であれば「通行認定」を受けられない狭い区道に工事車両を無理矢理通行させるため、その区間だけを「通行認定」に対象から外して申請し、区も一部区間を対象区間から外すに当たっての正当性や合理的根拠を確認することなく受け付け、その区間だけを外した「認定証」を交付するケースがあります。

事業者側の言い分は、「その区間だけ私有地に侵入する」というもので、区も「通行認定」制度が羈束（きそく）行為（行政庁の判断に裁量余地がない行政行為）であるとして申請区間についてだけ審理し「認定証」を交付していますが、このようなやり方がまかり通れば、車両制限令に基づく「通行認定」制度は骨抜きになり、「通行認定」逃れが常態化してしまうこととなります。

「通行認定」自体は羈束（きそく）行為であったとしても、一部区間を恣意的に申請対象から外すような申請があった場合には、道路法及び車両制限令の法令の趣旨と目的を逸脱することのないよう、道路管理者である区において一部区間を申請対象から外す理由を質し、正当性と合理性がない場合は対象区間に含めて申請するよう促すべきであると考えます。

そこで区長に下記を働きかけていただくよう貴議会にお願いいたします。

## 請願事項

- 1 「通行認定」申請の受け付けに当たって、対象通行区間から一部区間を外すような申請があった場合、道路法及び車両制限令の法令の趣旨と目的に鑑み、一部区間を外す理由を質すようにしてください。
- 2 上記1項において、一部区間を外す理由を質した際に、正当な理由と合理的根拠がなく道路法及び車両制限令の法令の趣旨と目的を逸脱するようであれば、申請対象区間に含めるよう促すようにしてください。

## 請 願 文 書 表

|               |  |
|---------------|--|
| 受理年月日<br>及び番号 | 令和4年2月4日<br>第38号   |
| 件名            | 区が歩道のない区道に「区画線」に似た白い実線を<br>ペイントする際の手続き的根拠を整え、「文京区交通<br>安全計画」に明記するよう求める請願 |
| 請願者           | 文京区千石四丁目35番16号<br>みんなでみんなのまちづくり<br>代表 屋和田 珠里                             |
| 紹介議員          | 海津 敦子 国府田 久美子  |
| 請願の要旨         | 次頁のとおり   |
| 付託委員会         | 建設委員会  |

## 請願理由

文京区には歩道の設けられていない区道が多くあり、その両側あるいは片側に白い実線がペイントされていますが、その白い実線が道路法第 45 条第 1 項で規定する「区画線」であるか、それとも道路交通法第 2 条第 1 項第 3 の 4 号で規定された「路側帯」を区画する道路標示であるか、あるいは「区画線」でも「路側帯」を区画する道路標示でもなく、区道の道路管理者である区が独自の判断でペイントした単なる白い実線か、区民が判別するのは極めて困難です。

特に区が独自の判断でペイントした単なる白い実線は、「区画線」や、「路側帯」を区画する道路標示のように法令的・手続き的な根拠がないままに予算執行されペイントされています。

区民が「区画線」であると思って白線より路端側を歩行していたり、「路側帯」であると思ってそこを歩いていたりした際に、この白線を超えて車が走り、万が一、事故に遭ってしまった場合、区民はこの運転者を道路法違反や道交法違反に問うことはできません。一方、区は「区画線」や「路側帯」と誤導する全く同じ「白線」を手続き的根拠なく設置し、区民に広く周知する義務を怠った瑕疵を指摘される可能性を否定できず、区が独自に単なる白い実線をペイントするに当たっては、要綱や要領、基準等の手続き的根拠を整えた上で予算執行することが求められます。

区が独自の判断でペイントした単なる白い実線に関しては、「文京区交通安全計画」にも記載されておらず、区民に周知するのであれば手続き的根拠を整えた上で「文京区交通安全計画」に盛り込むべきです。

文部科学省と国土交通省、警察庁による「通学路における合同点検等実施」と併せ、貴議会において区長に下記を働きかけていただきたくお願いいたします。

## 請願事項

- 1 区が区道において、道路法第 45 条第 1 項で規定する「区画線」でも、道路交通法第 2 条第 1 項第 3 の 4 号で規定された「路側帯」を区画する道路標示でもない、単なる白い実線をペイントする際の手続き的根拠（要綱・要領・基準等）を整え、この手続きに則り実施するようにしてください。
- 2 上記 1 項における単なる白い実線の設置を、区が今後も進めるのであれば、手続き的根拠を整えた上で「文京区交通安全計画」に盛り込んでください。

## 請 願 文 書 表

|               |   |
|---------------|---|
| 受理年月日<br>及び番号 | 令和4年2月4日<br>第39号  |
| 件名            | 公園再整備において「インクルーシブ公園」を目指す<br>とともに、平時からの活用を前提にした防災機能強化<br>を明確に打ち出すよう求める請願 |
| 請願者           | 文京区千石四丁目35番16号<br>みんなでみんなのまちづくり<br>代表 屋和田 珠里                            |
| 紹介議員          | 海津 敦子<br>国府田 久美子  |
| 請願の要旨         | 次頁のとおり  |
| 付託委員会         | 建設委員会   |

## 請願理由

文京区では「文京区公園再整備基本計画」に基づいて公園再整備を進めており、2022年度からスタートする新たな計画が策定されようとしています。しかし、次期計画では「インクルーシブ遊具」の言及はあるものの、より広く「インクルージョン」の概念を取り入れた「インクルーシブ公園」を目指す方向性は明確に打ち出されず、「バリアフリー」への言及はあっても「ユニバーサルデザイン」導入の方向性も明確に打ち出されていません。

一方、首都圏直下型の大地震が起こる確率が年々高まるとされている状況下であるにもかかわらず、防災機能の強化は従来の延長線上に過ぎず、さらなる強化・推進が欠かせず、特に平時から活用することを前提とした防災機能強化が必要不可欠と考えます。

SDGs 策定以前ならいざ知らず、SDGs 達成に寄与する政策の重要性が増すなか、「目標 11 住み続けられるまちづくりを（都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする）」において「だれも取り残さない持続可能なまちづくり」を進め、「気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する」（目標 13-1 のターゲット）に貢献する観点からも、公園の果たす役割は格段に大きくなっています。

そこで区長に下記を働きかけていただくよう貴議会にお願いいたします。

## 請願事項

- 1 「文京区公園再整備基本計画」に基づく公園再整備において、「インクルーシブ遊具」の設置だけにとどまらず、「インクルーシブ公園」を目指す方向性を明確に打ち出して今後の再整備を進めてください。
- 2 「文京区公園再整備基本計画」に基づく公園再整備において、「バリアフリー」の言及にとどまらず、「ユニバーサルデザイン」を目指す方向性を明確に打ち出して今後の再整備を進めてください。
- 3 「文京区公園再整備基本計画」に基づく公園再整備において、SDGs の「目標 11」及び「目標 13」のターゲット「13-1」に貢献できる公園整備のあり方並びに平時から活用することを前提にした防災機能強化をもっと強く明確に打ち出して今後の再整備を進めてください。

| 請 願 文 書 表     |   |
|---------------|---|
| 受理年月日<br>及び番号 | 令和4年2月4日<br>第40号                              |
| 件 名           | 小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現<br>を求める請願             |
| 請 願 者         | 文京区本駒込五丁目15番12号<br>新日本婦人の会文京支部<br>支部長 小 竹 絃 子 |
| 紹 介 議 員       | 沢 田 けいじ      小 林 れい子                          |
| 請願の要旨         | 次 頁 の と お り                                   |
| 付託委員会         | 文 教 委 員 会                                     |

## 請願理由

新型コロナウイルス「オミクロン変異株」の感染急拡大が、大きな問題になっています。特に子どもたちへの感染の急拡大で、保育園・幼稚園・小中学校等で全国的にクラスターが発生、休園・休校や学級閉鎖等が起きています。

文京区内でも1月31日現在、小中学校10校20学級の学級閉鎖と、聞いています。

国は今年度から小学校2年生以下の35人学級を実施し、1年毎にその年齢を引き上げていくことにしています。国の計画のまま現3年生以上は、中1を除き中学卒業まで一クラス40人で学ぶこととなります。

コロナ禍ではマスクの着用と「密」にならないことを、感染予防・拡大防止のために呼び掛けています。

しかし児童・生徒は、日常的に「密」の状態に置かれており、現3年生以上は小学卒業まで、その状態は変わりません。

萩生田前文科大臣が「中学校を含めて、最終的には30人以下が理想だ」と答えています。全国の自治体では、国の35人学級への変更を受けて、自治体独自に前倒しで促進したり、更なる少人数への取組を進めるなど少人数学級を前に進めています。これは全国的な流れになっています。

少人数学級はコロナ禍での「密」を少しでも解消し、子ども達がゆったりと学び、一人一人の個性を生かし学ぶ権利を保障する上でも重要です。

東京都においても教員を増やして、都としても35人学級を小中学校に拡大していただきたく強く要請します。

## 請願事項

- 1 都の責任で、小・中学校の全学年で35人学級を早期に実施するよう求めること。
- 2 あわせて小・中・高の全学年で30人学級の検討に入ることを都に求めること。

請 願 文 書 表

|               |   |
|---------------|---|
| 受理年月日<br>及び番号 | 令和4年2月4日<br>第41号  |
| 件名            | 「グリホサート農薬」のっていない安心安全な<br>学校給食の提供を求める請願  |
| 請願者           | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px; margin-bottom: 5px; margin-left: 50px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px; margin-left: 100px;"></div> |
| 紹介議員          | 沢田 けいじ      小林 れい子  |
| 請願の要旨         | 次頁のとおり  |
| 付託委員会         | 文教委員会   |

## 請願理由

除草剤ラウンドアップは、発がん性に加え、人間の免疫の中心である腸内細菌を殺してしまうことで、様々な疾患を誘発することが指摘されています。アメリカでは、2022年末で一般向けラウンドアップの販売が終了。ドイツ新政権は、2023年末までにラウンドアップの市場からの撤去を決めました。しかし日本は2021年、世界の流れに逆行して、ハチミツの残留基準値を0.01ppmから0.05ppmに緩和しました。

農薬は、主成分と補助剤で構成されています。ラウンドアップの主成分は、グリホサートです。主成分グリホサートは毒性が低く、草も枯れません。一方、補助剤は、主成分グリホサートの100～1000倍の毒性が研究で指摘されています。補助剤は、企業秘密で何が含まれているか不明です。カーン大学セラリーニ教授の研究では、補助剤から危険なヒ素が検出されています。

日本では、ラウンドアップの一日摂取許容量が(1mg/kg/日)に設定されています。しかし、この一日摂取許容量は主成分グリホサートのみから算出された値で、補助剤は強毒にもかかわらず評価されていません。動物を使った毒性試験も同様です。急性毒性試験だけはラウンドアップを使用しますが、発がん性など、すべての毒性試験は主成分グリホサートのみで行われます。ですから、日本のラウンドアップの安全基準は、現実と100～1000倍違うため、基準値以内の摂取でも子どもに影響を与える可能性があるのです。

2019年10月、欧州司法裁判所は「農薬は単独の有効成分(主成分)だけではなく、その売られている状態における安全性が審査されなければならない」と判断を下しています。日本では、ラウンドアップに限らず、すべての農薬の安全審査は主成分で行われ、安全基準が決まります。農薬の安全審査は、農薬会社が行います。国は提出される試験データを承認するのみで、国や第三者が試験をして安全性を確認する作業はありません。

ラウンドアップは、安全とされる基準値以下のごく微量(0.004mg/kg/日)の長期摂取で脂肪肝になることが、2017年のロンドン大学の動物実験で指摘されています。日本は、食品のグリホサート測定をしていません。ですから、グリホサートが高い確率で検出される輸入小麦を使用した学校給食のパンは、検査をして実態を把握することが必要です。検査費用は約2～3万円です。子どもは免疫ができていないため、大人に比べ農薬から受ける影響は深刻です。危険性が疑われる食材は学校給食に使用するべきではありません。

以上のような観点から文京区に対して下記のことを働きかけて頂きたい、お願いいたします。

## 請願事項

- 1 子どもが食べるパンのグリホサート残留数値を誰も知りません。検査費用は約2～3万円ですので、文の京の学校給食として、輸入小麦を使用したパンのグリホサート測定をしてください。
- 2 グリホサートの残留が懸念される輸入小麦を使用したパンは、前項の測定により安全性が確認されるまで、予防原則に基づいて文京区の学校給食での使用をやめ、米飯または安心安全な食材へ変更してください。